

年 月 日

保護者様  
年 組 氏名 さん

学校長

### 学校感染症による出席停止について（お知らせ）

お子さんがかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。（出席停止の期間は、欠席になりません。）

区分	病名又は状況（該当を○で示す）	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)、 <del>新型</del> 新型コロナウイルス感染症 ※「療養解除届け」使用	治癒するまで
第2種	<del>インフルエンザ様疾患（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）</del> ※「療養解除届け」使用	<del>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで</del>
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・（ ）	感染のおそれなくなるまで

-----（切り離さないこと）-----

### 登 校 許 可 証

上記の疾病については、感染症予防上に支障がないので、登校しても差し支えありません。

- 1 診 断 日 年 月 日  
2 登校してもよいと認められる年月日 年 月 日から

年 月 日

医 師 住所  
氏名

主治医から、登校許可が得られましたので届け出ます。

保護者 住所  
氏名

柏崎市立北条小学校長 様

療養解除届 (インフルエンザ用)

北条小学校長 様

柏崎市立北条小学校

年 組

児童生徒氏名

療養解除届 (インフルエンザ用)

上記の者は、インフルエンザにより療養をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過しましたので本届を提出します。

発 症 日： 月 日 ( )

解熱した日： 月 日 ( )

登校開始日： 月 日 ( )

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】

この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

<例>

12/7から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
発症						
			0日目	1日目	2日目	
			解熱			

12/8から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
発症							
				0日目	1日目	2日目	
				解熱			

(ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)

- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

療養解除届 (新型コロナウイルス感染症用)

北条小学校長 様

柏崎市立北条小学校

年 組

児童氏名 \_\_\_\_\_

療養解除届 (新型コロナウイルス感染症用)

上記の者は、新型コロナウイルス感染症により加療等をしておりましたが以下のとおり療養解除となりますので、本届を提出します。

発 症 日：令和 年 月 日 ( )  
診 断 日：令和 年 月 日 ( )  
登校開始日：令和 年 月 日 ( )

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

保護者の方へ

- ・新型コロナウイルス感染症については令和4年9月7日から療養期間が以下のように見直されました。  
(ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)
- ・本届は、**保護者等が記入するもの**です。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

		1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
症状あり	通常時	発症日	療養期間 (7日間) かつ病状軽快後24時間経過							療養解除 ※感染予防行動の徹底が必要			
	延長		症状継続のため、療養期間延長 ・ 9日目に症状軽快										療養解除
症状なし	通常時	検体採取日	療養期間 (7日間)							療養解除			
	延長		症状出現	療養期間 (症状出現日の翌日から7日間) かつ 症状軽快後24時間経過 ・ 7日目に症状軽快							療養解除		